

《訂正》

「確定申告の早見表（令和2年分）」記載誤りについて

—住民税・配偶者特別控除—

24 頁（最終頁）

「個人の（都）道府県民税・市（区）町村税の所得控除額一覧表（令和3年度以後適用分）」のうち、表右『配偶者特別控除額（最高）』①②③の範囲、及び、カッコ内の金額。

【誤】・・・記載が令和 2年度適用分の内容となっております

【正】・・・令和 3年度適用分、訂正は次の 下線部分です

（注）下記は、納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。（1000万円を超える場合は適用不可）
配偶者の前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が

- ① 48万円を超え 100万円以下・・・33万円
- ② 100万円を超え 130万円以下・・・38万円－(所得金額の合計額－93万1円)*
- ③ 130万円を超え 133万円以下・・・3万円

*（ ）内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、（ ）内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大金額とする。

訂正しお詫び申し上げます。

日本税理士会連合会事業本部（編集）

日本税理士協同組合連合会（販売）

確定申告の早見表

令和2年分

目次

[令和3年3月申告用]

所得税の税額表	……(2)頁
分離課税の山林所得・譲渡所得に対する所得税の計算	……(2)頁
復興特別所得税	……(2)頁
分離課税の上場株式等の配当所得等・株式等の譲渡所得等・先物取引の雑所得等に対する所得税の計算	……(3)頁
上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	……(3)頁
退職所得の金額の計算	……(3)頁
簡易給与所得表	……(4)頁
給与所得控除額の速算表	……(12)頁
給与所得者の特定支出控除の特例	……(13)頁
所得金額調整控除の特例	……(13)頁
公的年金等に係る雑所得の速算表	……(13)頁
譲渡所得等の特別控除額	……(14)頁
事業専従者控除額等	……(14)頁
財産債務調書及び国外財産調書の提出要件	……(14)頁
源泉徴収票等の添付書類	……(14)頁
配当所得等に係る所得税の確定申告の有無別の課税態様	……(15)頁
上場株式等に係る配当所得等の申告不要(住民税)	……(15)頁
適用を受けようとする年の3月15日までに提出を要する申請書等	……(15)頁
所得控除額	……(16)頁
配偶者控除額・配偶者特別控除額の早見表	……(18)頁
税額控除額	……(19)頁
態様別所得控除の適用一覧表	……(23)頁
個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表	……(24)頁
住民税(所得割額)の税率等	……(24)頁

個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表（令和3年度以後適用分）

生命保険料控除額	次のイとロとハの合計額（最高7万円）		寡婦控除額	260,000円	
	イ 一般の生命保険料控除（一般の旧生命保険料・新生命保険料の控除）…「①の金額（最高35,000円）」と「①と②の合計額（最高28,000円）」とのいずれか多い方の金額		ひとり親控除額	300,000円	
	ロ 個人年金保険料控除（旧個人年金保険料・新個人年金保険料の控除）…「①の金額（最高35,000円）」と「①と②の合計額（最高28,000円）」とのいずれか多い方の金額		勤労学生控除額	260,000円	
	ハ 介護医療保険料控除…②の金額（最高28,000円）		扶養控除額 (各1人につき)	一般の控除対象扶養親族	330,000円
	① 支払保険料が旧契約に係る旧保険料の場合 一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料の区分ごとに次により計算した金額			特定扶養親族	450,000円
	④ 15,000円以下…支払旧保険料の全額			老人扶養親族 同居老親等以外の者	380,000円
	⑤ 15,000円超4万円以下…支払旧保険料×1/2+7,500円			同居老親等	450,000円
	⑥ 4万円超7万円以下…支払旧保険料×1/4+17,500円		配偶者控除額	一般の控除対象配偶者	最高330,000円
	⑦ 7万円超…35,000円			老人控除対象配偶者	最高380,000円
	② 支払保険料が新契約に係る新保険料である場合 一般の新生命保険料と新個人年金保険料と介護医療保険料ごとに次により計算した金額		配控 偶除 者額 (特 最 高 別)	(注) 下記は、納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。(1,000万円を超える場合は適用不可)	
④ 12,000円以下…支払新保険料の全額		配偶者の前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が			
⑤ 12,000円超32,000円以下 …支払新保険料×1/2+6,000円		① 38万円を超え90万円以下 ……33万円			
⑥ 32,000円超56,000円以下 …支払新保険料×1/4+14,000円		② 90万円を超え120万円以下 …38万円-(所得金額の合計額-83万1円)*			
⑦ 56,000円超…28,000円		③ 120万円を超え123万円以下 ……3万円			
地震保険料控除額	支払地震保険料× $\frac{1}{2}$ （最高25,000円） ※旧長期損害保険料については、経過措置がある。		基礎控除額	最高430,000円	
障害者控除額 (各1人につき)	一般の障害者	260,000円			
	特別障害者	300,000円			
	同居特別障害者	530,000円			

※ 他の所得控除額（寄附金控除を除く。）の内容は所得税に同じ。

住民税（所得割）

住民税の税率 …… 10%（都道府県民税）	
住宅借入金等特別控除の調整税額控除	住民税（所得割） 前年分の課税総所得が住民税から控除さ ※ 住宅の取得等の対 %を乗じた金額（136 ※ 令和元年10月1日か

【正】

寄附金税額控除	次の①と②の合計額（住民税の所	
	①	前年の都道府県・市区町村、住所其の共同募金・日本赤十字社への寄附 都道府県・市区町村が指定する特 法人などへの寄附金の合計額（前年 の合計額（繰越損失控除後）の30%
	②	前年の都道府県・市区町村への寄附金
	※ 上記②は、「ふるさと納税（特例分）」に係る ※ 「ふるさと納税（特例分）」の対象と ※ 確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税先を指定するときは、各ふるさと納税先の自己負担額を、住民税からふるさと納税の寄附金として控除する。	

配控 偶除 者額 (特 最 高 別)	(注) 下記は、納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。(1,000万円を超える場合は適用不可)	
	配偶者の前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が	
	① 48万円を超え100万円以下 …… 33万円	
	② 100万円を超え130万円以下 … 38万円-(所得金額の合計額-93万1円)*	
	③ 130万円を超え133万円以下 …… 3万円	
	※ () 内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、() 内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。	

確定申告の早見表（令和2年分）
編集 日本税理士会連合会事業本
発売 日本税理士協同組合連合会